

# 金ケ崎町訪問看護ステーション 運営規定

## 1. 事業所の概要

- (1) 事業の目的 病気やけが等により在宅で療養を受ける状態にある者（以下「在宅療養者」という。）に対し、適切な看護を提供し、より安定した療養生活が送られるよう支援することを目的とする。
- (2) 事業所の名称 金ケ崎町訪問看護ステーション  
(岩手県指定 第0362590002号)
- (3) 事業所の所在地 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根鑓水98番地
- (4) 電話番号 0197-44-2121
- (5) 事業所長 阿部 俊和
- (6) 当事業所の運営方針  
在宅療養者の生活の質の確保を重視し、より安定した療養生活が送られるよう心身の機能の維持回復をめざす。
- (7) 開設年月日 平成8年4月1日

## 2. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 原則金ケ崎町内
- (2) 営業日及び営業時間  
営業日 : 月曜日～金曜日  
(但し、国民の祝日、年末年始は除く)  
営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分  
契約者の状態に応じて必要があるときには、上記規定にかかわらず、業務をおこないます。  
携帯電話にて24時間対応可能な体制になっております。

## 3. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

### 【職員の配置状況】

職種	常勤(専従)	常勤(兼務)	職務内容
看護師(管理者)	1名		従業員の管理及び業務の管理
看護師	2名	7名	指定訪問看護の提供

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) 提供するサービス

当事業所では、訪問看護として次のサービスを提供します。

<b>■療養上のお世話</b> 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導	<b>■医師の指示による医療処置</b> かかりつけ医の指示に基づく医療処置
<b>■病状の観察</b> 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック	<b>■医療機器の管理</b> 在宅酸素、人工呼吸器などの管理
<b>■ターミナルケア</b> がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い	<b>■床ずれ予防・処置</b> 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て
<b>■在宅でのリハビリテーション</b> 拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等	<b>■認知症ケア</b> 事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス
<b>■ご家族等への介護支援・相談</b> 介護方法の指導、相談対応	<b>■介護予防</b> 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス

##### (2) 介護保険の給付となる利用料

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準のものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額となります。

##### 【 提供するサービス利用料 】

基本利用料金	利用料金	
	<訪問看護>	<介護予防訪問看護>
20分未満	3,140円	3,030円
30分未満	4,710円	4,510円
30分以上 60分未満	8,230円	7,940円
1時間以上 1時間30分未満	11,280円	10,900円

加算料金	利用料金	算定回数等
早朝・夜間加算 *1	基本利用料金の 25/100	1回当たり
深夜加算 *1	基本利用料金の 50/100	1回当たり
サービス提供体制強化加算 *2	(I) 60円	1回当たり

サービス提供体制強化加算 *2		(Ⅱ) 30円	1回当たり
緊急時訪問看護加算 *3		(Ⅰ) 6,000円 (Ⅱ) 5,740円	月1回
特別管理加算 *4		2,500円	月1回
	重症度等の高い利用者	5,000円	月1回
ターミナルケア加算 *5		25,000円	死亡月に1回
長時間訪問看護加算 *6		3,000円	1回当たり
複数名訪問加算 *7	30分未満	2,540円	1回当たり
	30分以上	4,020円	
初回加算 *8		(Ⅰ) 3,500円 (Ⅱ) 3,000円	初回の訪問時
退院時共同指導加算 *9		6,000円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算 *10		2,500円	月1回
看護体制強化加算 *11		(Ⅰ) 5,550円 (Ⅱ) 2,000円	月1回
口腔連携強化加算 ※12		500円	月1回

- \*1 早朝・夜間・深夜の訪問看護は、夜間（午後6時～午後10時）および早朝（午前6時～午前8時）、または深夜（午後10時～翌6時）に計画的な訪問看護を行った場合に加算します。
- \*2 サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが指定訪問看護を行った場合に加算します。加算要件により（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれか一方の加算になります。
- \*3 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を行います。
- \*4 特別管理加算は、指定訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して、訪問看護を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

**【 厚生労働大臣が定める状態にあるもの】**

- \*イ 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態。
- \*ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
- \*ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。

- \*二 真皮を超える褥瘡の状態。
- \*ホ 点滴注射を週3日以上行う必要がある状態。

- \*5 ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に加算します。
- \*6 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。
- \*7 複数名訪問看護加算は、二人での看護師等が同時に訪問看護を行う場合（①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合、②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合等）に加算します。
- \*8 初回加算は新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った月に加算します。加算要件により（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれか一方の加算になります。
- \*9 退院時共同指導加算は、入院中に訪問看護ステーションの看護師などが、主治医などと共同して在宅療養上必要な指導を行い、内容を文書で提供した場合。退院または退所後の初回訪問時に加算します。
- \*10 看護・介護職員連携強化加算は、介護職員によるたんの吸引などの実施について、訪問看護事業所が訪問介護事業所と連携し、実施計画作成の支援や助言などを行った場合加算します。
- \*11 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある事業所に加算します。加算要件により（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれか一方の加算になります。
- \*12 口腔衛生状態及び口腔状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った月に加算します。
- \* 主治の医師から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

## 5. 保険給付請求の為の証明書交付について

契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から介護サービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、契約者は重要事項説明書に定める介護サービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとし、事業者はサービス提供証明書を発行します。契約者は証明書を各市町村窓口に提示し返還手続きを行うものとし、

## 6. 緊急時の対応について

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせ（情報提供書、医療

情報)により、主治医、ご家族等へ連絡を行う等必要な処置を講じます。

また、利用者、ご家族が安心して生活していただく為に24時間対応を実施します。休業日、営業時間外においても対応いたします。

## 7. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故(利用者の生命、身体、財産に損害を与えた)が発生した場合は、緊急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族及び居宅介護支援業者、必要と判断される場合には行政機関に連絡をいたします。また、事故の状況等について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 8. 秘密の保持について

事業者及びサービス従事者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。この守秘義務は契約期間終了後も同様です。

事業者は、利用者からの予め文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いません。

(個人情報の保護)

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。

## 9. 衛生管理について

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。事業所において感染症が発生し又はまん延しないよう、対策を検討する会議の開催及び従業者への周知徹底を行っています。

## 10. 虐待防止について

事業所は虐待発生または、その再発を防止するため、対策を検討する会議の開催及び従業者への周知徹底を行っています。

## 11. 相談、苦情の受付について

訪問看護に対する苦情やご相談は下記窓口までお申し出ください。

(1) 当事業所受付窓口

電話番号 0197-44-2121

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

担当者 千 田 瑞 穂

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①金ヶ崎町保健福祉センター

電話 0197-44-4560

②岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課分室

電話 0196-04-6700

## 12. 医師より特別訪問看護指示書の指示を受けた場合の医療保険による利用料

医療保険の給付対象となる利用料と給付対象外となる利用料があります。

<医療保険給付となる対象>

訪問看護サービスの利用料金及び加算は、以下のとおりとなります。

利用者負担額は、医療保険の種類により訪問看護療養費の1割～3割の負担となります。

基本の費用		
訪問看護基本療養費 (I) *1 (1日につき)	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費 (III) *2	入院中1回又は2回	8,500円
訪問看護管理療養費 *3	月1回目	7,670円
	月2回目以降	2,980円

加算の費用		
夜間・早朝訪問看護加算 *4	6～8時・18～22時	2,100円
深夜訪問看護加算 *4	22～6時	4,200円
難病等複数回訪問看護加算 *5	1日2回訪問	4,500円
	1日3回以上訪問	8,000円
複数名訪問看護加算 *6	週1回	4,500円
24時間対応体制加算 *7	月1回	(イ) 6,800円
		(ロ) 6,520円
緊急訪問看護加算 *8	日1回	(イ) 2,650円
		(ロ) 2,000円
長時間訪問看護加算 *9	週1回	5,200円
特別管理加算 *10	月1回	2,500円
	重症度の高い利用者	5,000円
退院時共同指導加算 *11	月1回又は月2回	(イ) 6,000円
		(ロ) 8,400円
特別管理指導加算 *12		2,000円
退院支援指導加算 *13		6,000円
在宅患者連携指導加算 *14	月1回に限り	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 *15	月2回に限り	2,000円
訪問看護情報提供療養費 *16	月1回	1,500円

看護・介護職員連携強化加算*17	月1回	2,500円
訪問看護ターミナル療養費*18		25,000円
訪問看護医療DX活用加算*19	月1回	50円

**\*1 訪問看護基本療養費（Ⅰ）**

看護師の訪問が週3日を限定として、1日についての利用料金

（但し、厚生労働大臣の定める疾病等、急性増悪、終末期は除く）

1. 厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等＜末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷又は人工呼吸器を使用している状態＞においては訪問回数の限度はありません。

2. 急性増悪、終末期等により、週4回以上の頻回な訪問看護が必要である場合、特別訪問看護指示書の交付から14日を限度として頻回の訪問看護が可能となります。

**\*2 訪問看護基本療養費（Ⅲ）**

在宅療養に備えて入院中に試験外泊した者に対し訪問看護を行った場合算定されます。

**\*3 訪問看護管理療養費**

訪問看護ステーションが主治医に対し、訪問看護計画書及び報告書を提出し、訪問看護の計画的な管理を継続して行った場合算定されます。

**\*4 夜間・早朝訪問看護加算・深夜訪問看護加算**

夜間・早朝又は深夜に指定訪問看護を行った場合加算されます。

**\*5 難病等複数回数訪問看護加算**

訪問看護基本療養費（Ⅰ）の1、2の契約者の必要に応じて1日に2回以上訪問看護実施した場合に加算されます。

**\*6 複数名訪問看護加算**

二人の看護師が同時に訪問看護を行う場合に加算されます。

**\*7 24時間対応体制加算**

利用者及び家族等からの電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急訪問看護に対応できる体制にある場合、また利用者の同意を得られた場合加算されます。

**\*8 緊急訪問看護加算**

利用者及び家族等の求めに応じて主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に加算されます。

**\*9 長時間訪問看護加算**

厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1回加算されます。

**\*10 特別管理加算**

指定訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して訪問看護を行った場合に加算されます。

**【厚生労働大臣が定める状態にあるもの】**

イ、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

ロ、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ハ、在宅患者訪問点滴管理指導料を算定している者

- 二、真皮を超える褥瘡の状態にある者  
**【厚生労働大臣が定める状態のあるもののうち、重症度等の高いもの】**
- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、
  - ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
  - ・気管カニューレを使用している状態
  - ・留置カテーテルを使用している状態

- \*11 退院時共同指導加算  
 主治医の属する保険医療機関または介護老人施設に入院・入院中の利用者又は家族に対して主治医または施設職員とともに訪問看護ステーションの看護師が療養上の指導を行った場合、退院又は退所後の最初の訪問看護が行われた際に加算されます。
- \*12 特別管理指導加算  
 訪問看護ステーションなどの看護師が「厚生労働大臣の定める疾病（\*1. 1）若しくは「特別な管理」（\*11）の状態にある利用者に退院時共同指導を行った際に加算されます。
- \*13 退院支援指導加算  
 厚生労働大臣が定める疾患（\*1. 1）、厚生労働大臣が定める状態（\*11）にある利用者が保険医療機関から退院する日に訪問看護ステーションの看護師が在宅で療養上の指導を行った場合に加算されます。
- \*14 在宅患者連携指導加算  
 訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- \*15 在宅患者緊急カンファレンス加算  
 急変などに伴い、主治医等が訪問し医療従事関係者と共同で、カンファレンスを開始し、治療方針などについて話し合い療養上必要な指導を行なった場合に加算されます
- \*16 訪問看護情報提供療養費  
 利用者の居住地の所轄する市町村等から求められた場合や保険医療機関等に入院した場合に、訪問看護の状況を示す文書を、利用者の同意を得て出した場合に加算されます。
- \*17 看護・介護職員連携強化加算  
 訪問看護ステーションが吸痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に加算されます。
- \*18 訪問看護ターミナルケア療養費  
 在宅で死亡した利用者について、死亡日および死亡日の前14日以内に1日以上訪問看護し、かつ、ターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族に説明した上でターミナルケアを行なった場合に加算されます。
- \*19 訪問看護医療DX情報活用加算  
 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用に関する加算です。

<医療保険の給付対象外となる利用料>

（金ヶ崎町訪問看護ステーション事業利用料条例による）

内 容	自己負担額
平常の勤務時間を超えた時間の利用1回	1, 570円
平常勤務時間内で2時間を超える利用料 30分毎に加算	510円
衛生材料	実 費